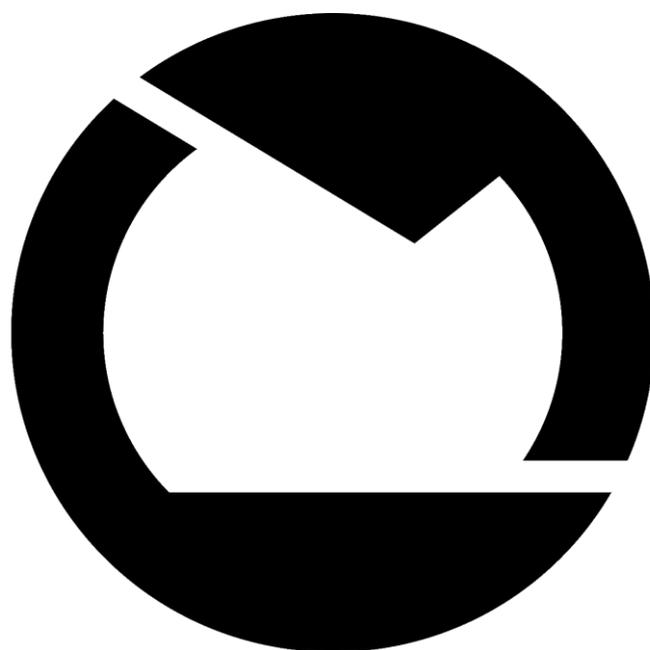


一般廃棄物(ごみ)処理基本計画



令和5年1月

猪苗代町

目 次

第1章	ごみ処理基本計画策定の趣旨	1
第1節	計画策定の背景と目的	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
第2章	ごみ処理に関する基礎的事項	3
第1節	町の概況	3
1	位置と地勢	3
(1)	位置	3
(2)	地勢	3
(3)	気候	3
(4)	交通	3
2	人口の動態	4
(1)	人口	4
(2)	年齢階層別人口	4
(3)	産業別就業人口	5
第2節	ごみ処理の現状	6
1	ごみ処理の流れ	6
2	ごみの種類による区分	7
(1)	家庭系ごみ	7
(2)	事業系ごみ	8
3	家庭系ごみの収集体制	8
(1)	ごみステーション	8
(2)	ごみ収集運搬体制	8
4	処理対象外のごみ	8
(1)	特別管理一般廃棄物	8
(2)	リサイクルルートにより回収されるべき廃棄物	9
(3)	その他の処理困難物	9
(4)	産業廃棄物	9
5	ごみの種類別排出量	10
(1)	家庭系ごみの排出量	10
(2)	事業系ごみの排出量	11
6	ごみの性状	12
7	ごみ減量化、資源化の取り組み	13
(1)	資源ごみ分別収集の状況及び資源化率	13
(2)	集団資源回収奨励金交付事業	15
(3)	生ごみ回収事業	15

(4) 廃棄物減量推進事業補助金	16
(5) 町民への啓発	16
8 環境センターでの処理現状	17
(1) 中間処理施設の現状	17
(2) 中間処理の内容と資源化	17
(3) 最終処分	18
9 ごみ処理経費	19
10 計画の評価と課題	20
第3章 ごみ処理基本計画	21
第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針	21
1 ごみ処理に係る基本理念	21
2 ごみ処理に係る基本方針	21
(1) 廃棄物の排出抑制（ <small>リデュース</small> Reduce）	21
(2) 再使用（ <small>リユース</small> Reuse）の促進	21
(3) 再生利用（ <small>リサイクル</small> Recycle）の促進	22
第2節 ごみ減量及び再生利用に関する目標	23
1 本計画の目標値	23
第3節 ごみ排出量の将来予測	24
1 将来人口の予測	24
2 ごみ排出量の推計	24
(1) 家庭系ごみの推計に当たっての考え方	24
(2) 事業系ごみの推計に当たっての考え方	24
(3) 資源化率の推計に当たっての考え方	24
第4章 目標達成のための取り組み	26
第1節 ごみの排出抑制のための方策	26
1 町における方策	26
(1) 啓発、教育活動の充実	26
(2) 生ごみ堆肥化の実施	26
(3) 剪定枝等の自家処理推進	26
(4) 粗大ごみ受入方法の見直し	26
(5) 集団資源回収の促進	27
(6) 事業者に対する減量化及び資源化指導の徹底	27
(7) 再生品使用促進のための情報発信	27
(8) ごみ処理の有料化	27
(9) 小型家電リサイクルへの取組	27
(10) 商品プラスチックリサイクルへの取組	27
(11) 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進	27
(12) 国等への働きかけ	28
2 町民における方策	28
(1) 使い捨てライフスタイルの転換	28

(2) 分別排出の徹底	28
(3) 住民団体による集団回収の促進	28
(4) 生ごみ処理容器等の利用促進	28
(5) 剪定枝等の自家処理促進	28
3 事業者における方策	28
(1) 自己処理の推進	28
(2) 過剰包装の抑制	29
(3) 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進	29
(4) 再生品の使用促進	29
(5) 事業系生ごみの資源化促進	29
第2節 ごみの適正な処理及び実施方針	30
1 収集・運搬計画	30
(1) 家庭系ごみの収集形態	30
(2) 事業系ごみの収集形態	30
(3) 収集運搬体制	31
2 中間処理計画	31
(1) ごみ処理施設	31
(2) 保管施設（ストックヤード）	31
3 最終処分計画	31
(1) 最終処分場	31
第3節 新たなごみ処理施設の整備	32
1 中間処理施設	32
2 最終処分場	32
第4節 計画のフォローアップ	33
1 目標達成度や計画の進捗管理	33
2 計画の見直し	33
＜計画策定に関する資料＞	
猪苗代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定委員会要綱	36
委員名簿・計画の策定経過	37
＜資料編＞	
資料1 国・県の減量目標	40
資料2 ごみ種類別排出量（実績）	41
資料3 本町のごみ処理行政の取り組み状況	42
資料4 会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの施設概要	43
資料5 猪苗代町優良堆肥製造施設の概要	44

第1章 ごみ処理基本計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の趣旨

社会環境の変化や経済の発展に伴い、私たちの生活は物質的な豊かさを手にしましたが、一方では大量生産・大量消費が繰り返され、それに伴い大量の廃棄物が発生することで環境への負荷の増大及びそれら廃棄物の処理についても大きな課題を抱えることとなりました。

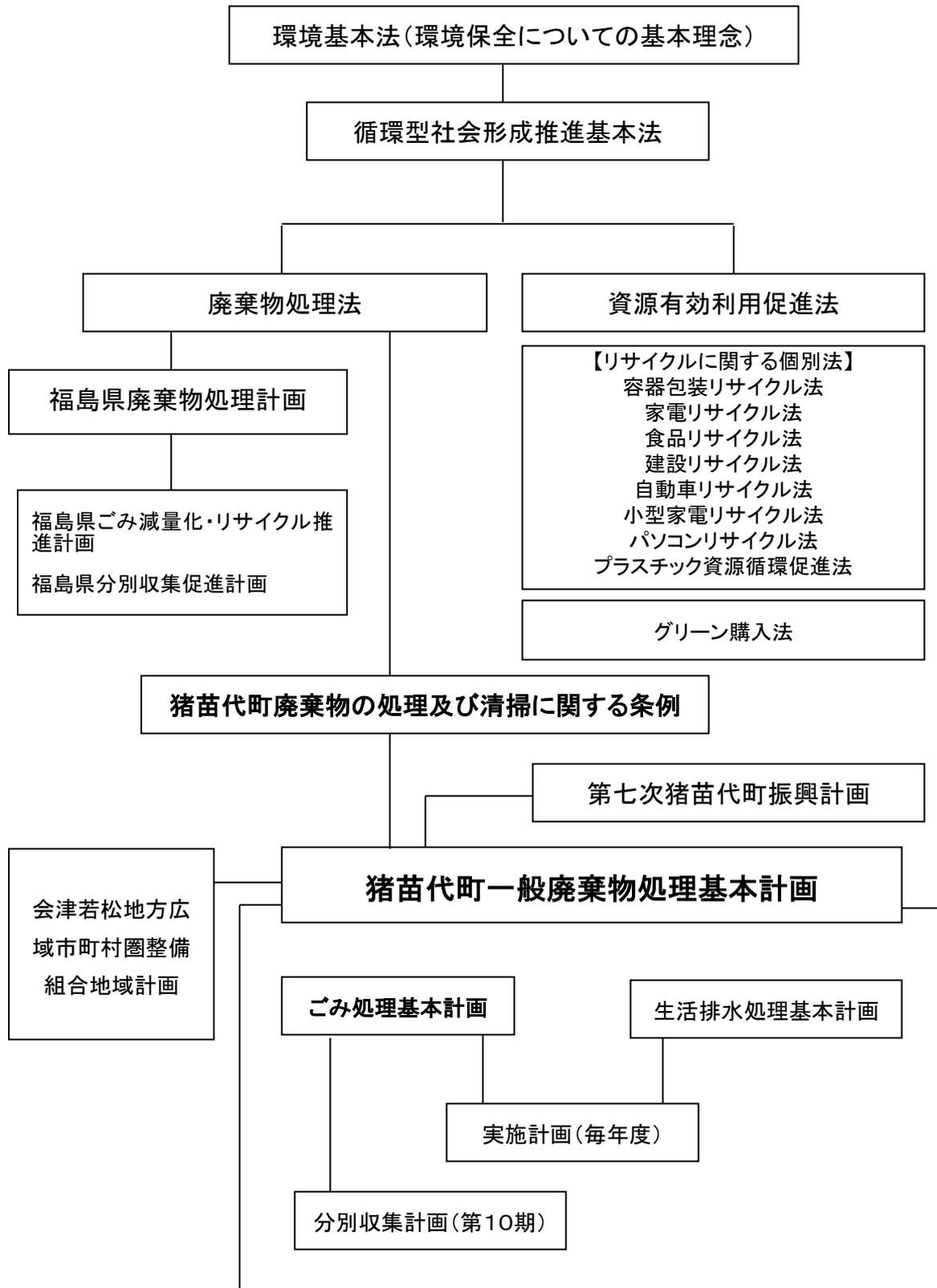
このような状況下で国においては循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、各種の廃棄物リサイクル関連法を制定、改定するなどの法整備を進めてきました。これらの法体系のもと、これまでの大量廃棄型の生活スタイルから脱却し、環境にやさしい循環型社会の構築を目指しているところです。

このような状況の中、猪苗代町では、各種法令に基づきごみの適正処理に努めてきたところですが、これからの環境に配慮した循環型社会に対応すべく廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定された「猪苗代町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、総合的かつ長期的な視点に立ち、ごみの発生抑制から、収集・運搬、リサイクル、処理・処分まで、今後のごみ処理行政全般にかかる取り組みの基本方針及び基本施策を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、平成29年3月策定の「第七次猪苗代町振興計画」を上位計画として基本理念を反映させます。また、ごみ処理に関しては、令和4年1月策定の「福島県廃棄物処理計画」、令和元年8月策定の「福島県分別収集促進計画（第9期）」、令和3年1月策定の「会津若松地方広域市町村圏整備組合地域計画」との整合性を図ります。

図-1 計画の位置付け



3 計画期間

本計画の対象期間は、残りの5年間である令和5年度から令和9年度までとします。

第2章 ごみ処理に関する基礎的事項

第1節 町の概況

1 位置と地勢

(1) 位置

本町は、福島県のほぼ中央に位置する猪苗代湖の北岸に面し、浜通り、中通り、会津に三分するところの会津の東端に位置しています。北側は山形県米沢市、北塩原村、東側は福島市、二本松市、郡山市、西側は磐梯町、会津若松市にそれぞれ接しています。猪苗代町役場の位置は、概ね東経 140 度 06 分、北緯 37 度 33 分、海拔 522m に位置します。

(2) 地勢

面積は 394.85 km² で、東西に約 17.6 km、南北に約 27.4 km と広大な面積を有し、標高は概ね 500～2,000m の間にあつて北高南低型で南北に長く、北から天然森林地帯、人工造林地帯、耕作地帯に大別され、平坦地は通称「猪苗代盆地」と呼ばれている。また、町土を二分する形で長瀬川が縦断しており、東側は砂地が多く、西側は火山灰や沖積土からなる地層が広く分布しています。

(3) 気候

気候は裏日本式で内陸型の積雪寒冷地に属し、夏季は昼夜の温度差が大きく、湿度も低いことから割合にしのぎやすいものとなっています。しかし、冬季は北西の季節風の影響を受けて風雪ともに厳しく、12月中旬から3月下旬までは根雪となります。

(4) 交通

交通体系は、磐越自動車道、国道 49 号などの幹線道路や JR 磐越西線により首都圏や新潟圏へのアクセスが可能であり、国道 115 号及び 459 号、主要地方道が南北に細長い町域の連絡を円滑にしており、福島市や郡山市とのアクセスも容易となっています。

2 人口の動態

(1) 人口

本町の国勢調査における人口は、昭和 22 年の 27,667 人をピークに減少に転じ、昭和 55 年には 2 万人を割り込み、その後も過疎化・少子化には歯止めがかからず、令和 3 年には 13,263 人となり、ピーク時の約半数に減少しました。今後さらに減少が見込まれ、令和 7 年には 12,980 人になるものと予想されています。

また、世帯数は核家族化等により増加傾向にありましたが、平成 12 年の 5,272 世帯をピークに、令和 3 年には 4,688 世帯となり 584 世帯減少しました。一世帯当たりの構成人数も年々減少し、令和 2 年には 2.87 人となっています。

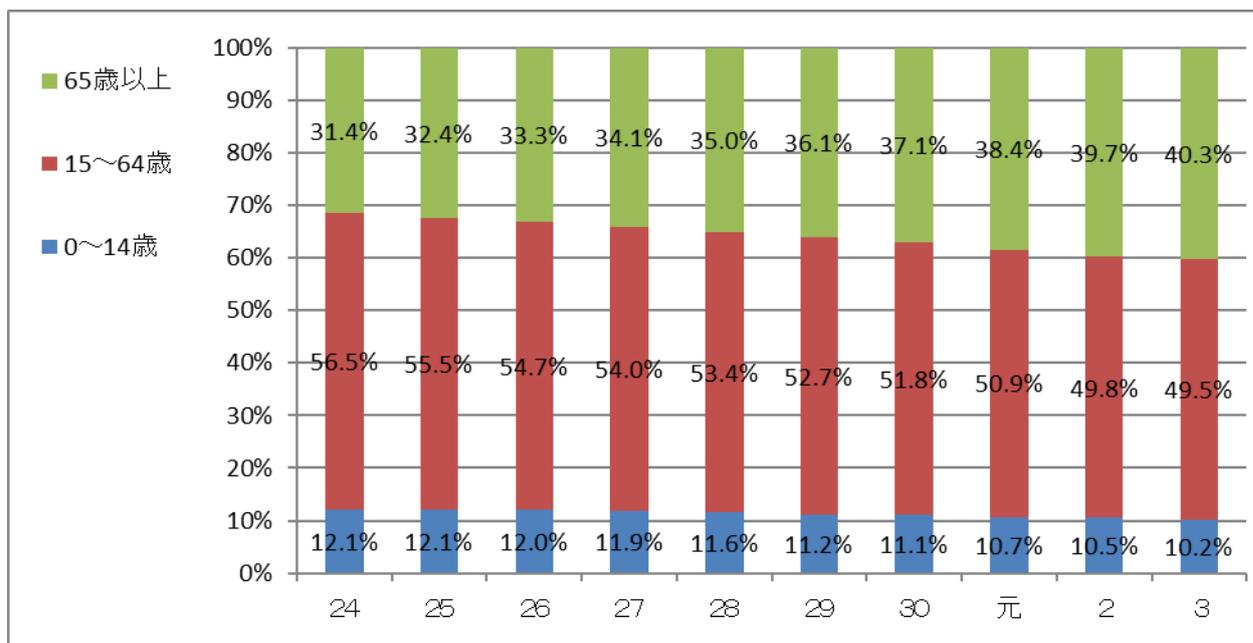
表-1 過去10年間の人口の推移

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
人 口(人)	15,479	15,219	15,006	15,037	14,714	14,506	14,194	13,801	13,552	13,263
世 帯 数(戸)	5,071	5,066	5,047	4,939	4,939	4,958	4,935	4,864	4,718	4,688

※人口は各年度10月1日現在の現住人口数

(2) 年齢階層別人口

年齢階層別人口は、令和 3 年の年少人口構成比が 10.2%、生産年齢人口が 49.5%、高齢人口が 40.3%となっており、平成 24 年の年少人口構成比 12.1%、生産年齢人口構成比 56.5%、高齢人口構成比 31.4%と比較すると、年少人口が 1.9%減少し、高齢人口が 8.9%増加しており、構成比のみならず実数としての少子・高齢化の進行がうかがえます。



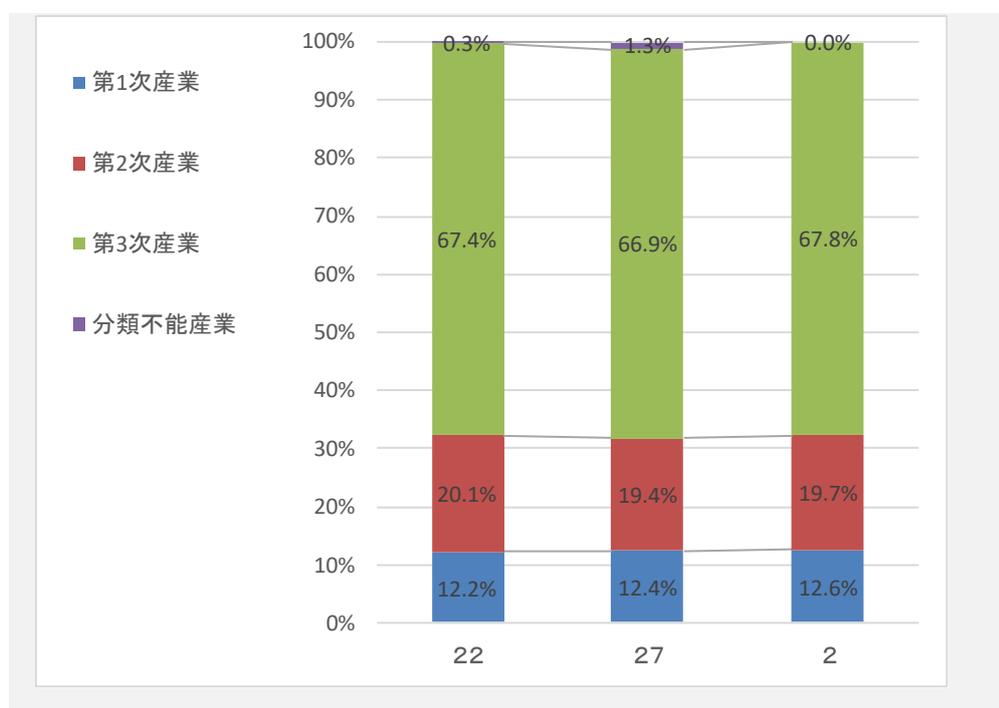
(3) 産業別就業人口

産業別就業人口比率は、令和2年度の就業者6,900人のうち第1次産業就業者が構成比12.6%、第2次産業就業者が19.7%、第3次産業就業者が67.8%となっており、平成27年就業者7,453人のうち第1次産業就業者が構成比12.4%、第2次産業就業者が19.4%、第3次産業就業者が66.9%と比較すると、ほぼ同比率で推移しております。なお、平成27年度の分類不能産業従事者は1.3%となっておりましたが、令和2年度は0%となりました。

産業別就業人口（※5年ごとに調査）

(人)

年 度	H22	H27	R2
第1次産業	926	923	867
第2次産業	1,522	1,446	1,358
第3次産業	5,112	4,984	4,675
分類不能産業	24	100	0
合計	7,584	7,453	6,900



2 ごみの種類による区分

(1) 家庭系ごみ

収集される家庭系ごみの分別区分は、表-2のとおりで、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、古紙類、プラスチック製容器包装、商品プラスチック、小型家電、金属くず、生ごみ）粗大ごみに分類されています。

表-2 家庭系ごみの分別区分

区 分	種 類	収集回数	収集体制	
燃やせるごみ	・残飯、野菜くず、紙くず、紙おむつ ・靴、かばん、毛布、服(木綿100%以外)など ・カセットテープ、ビデオテープなど ・木くず、庭木の剪定枝(長さ60cmまで)など	2回/週	委託収集	
燃やせないごみ	・ガラス、せともの類、電球、蛍光灯、乾電池など	2回/年	委託収集	
資 源 ご み	びん	・無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん(清涼飲料水のびん、日本酒、洋酒、ビールなどのびん、食品用のびん)	1回/2週	委託収集
	缶	・飲料用やビールなどのアルミ缶 ・飲料用や菓子、粉ミルク、缶詰などのスチール缶 ・スプレー、ガスボンベの缶(穴を空けたもの)	1回/2週	委託収集
	ペットボトル	・ジュースなどの飲料用 ・日本酒、みりん、焼酎などの酒類用 ・しょうゆ用	1回/2週	委託収集
	古紙類	・新聞、雑誌、ダンボール ・牛乳、ジュースなどの飲料用紙パック ・その他の紙製容器包装 ・古布類(木綿100%)	1回/2週	委託収集
	プラスチック製容器包装	・食料品や日用品のプラスチック製カップ、パック、トレイ ・食料品や日用品のプラスチック製ボトル ・食料品や日用品のプラスチック製ラップ、フィルム、袋 ・ボトルなどのプラスチック製キャップ、中せん ・発泡スチロールの緩衝材、空気の入ったシート ・玉ねぎやみかん等のネット ・薬や電池、歯ブラシのくぼみシート	1回/週	委託収集
	商品プラスチック	・CD・CDケースなどその他プラスチック製容器包装以外の硬質プラスチック	6回/年	委託収集
	小型家電	・町指定袋に入る大きさの家電製品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン以外)など	3回/年	委託収集
	金属くず	・金属類(なべ、フライパン、刃物、鉄くずなど)	3回/年	委託収集
生ごみ	・拠点回収地区及び町施設、町内事業所の残飯、野菜くず	3回/週	直営回収	
粗大ごみ	・町指定ごみ袋に入らない大きさのもので、長さ180cm以内、重さ50kg以下のもの ・木製の家具類、たんす、机、いす、こたつ、本箱など ・ふとん、じゅうたん、マットレス(スプリング入りは除く) ・自転車 ・町指定の袋に入らない大きさの家電製品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン以外) ・オルガン、ガスレンジ、ストーブなど ・スキー板、スノーボード板、スノーダンプなど ・畳(8枚以下)、トタン板(5枚以下)、プラスチック製波板(5枚以下)、自動車等のバッテリー	1~2日/月 (1~3月は降雪期により休止)	個人搬入	
犬、ねこ等の死体		随時	委託収集※	

※犬、ねこ等の動物死体については、ペットであれば飼い主の責任で処理することとしています。また、飼い主が不明の場合は、放置されている土地の管理者等が処理することが原則ですが、処理できない場合は、町が専門業者に委託して処理しています。なお、道路上の動物死体については、国道(49号線)は東北地方整備局郡山国道事務所、国道(115・459号線)及び県道は福島県猪苗代土木事務所、町道・農道であれば町がそれぞれ処理することとしています。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業者自らの責任において処理すべきものであると規定されていることから、家庭系のごみステーションには出せないこととなっています。

本町では事業者自らが会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに直接搬入する方法と許可業者が収集して搬入する方法があります。

搬入するごみの種類については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（びん・ペットボトル）に分かれています。

そのほかの資源ごみ（缶・古紙類・プラスチック製容器包装）については、直接、資源回収業者及び再生資源化事業者が回収します。

3 家庭系ごみの収集体制

(1) ごみステーション

本町の家庭系のごみ収集については、効率的な収集を行うため各行政区が設置管理するごみステーション方式としています。

ごみステーションは 50 世帯に 1 箇所を原則として設置を認めています。行政区内の特別な事情によっては増設を認めているケースもあります。また、行政区外で住民が自治会を組織している場合などは 20 世帯を目安に特別に設置を認めているケースもあります。

現在、町内には行政区に 277 箇所、自治会に 4 箇所の計 281 箇所のごみステーションが運営されています。

(2) ごみ収集運搬体制

各行政区等のごみステーションに収集されたごみは、町の一般廃棄物収集運搬許可を受けた業者で組織されている猪苗代町一般廃棄物協同組合へ、町が収集運搬の委託を行い処理しています。

なお、許可業者数は令和 3 年度末で町内 4 業者となっています。

粗大ごみについては排出者（町民）自身が旧衛生センターへ持ち込むこととしています。

また、引越しなど一時的に大量の家庭ごみが排出される場合や町の粗大ごみ収集に持ち込めない場合などは、町の確認を得た上で会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターへの直接搬入によることも可としています。

4 処理対象外のごみ

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおける施設又は設備によって適正に処理できないごみや、リサイクルによって有効に再生利用されるべきごみについては「処理対象外のごみ」として取り扱っており、町の収集はもとより許可業者による搬入や排出者自身の持込みはできないようになっています。

(1) 特別管理一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 1 条で定める特別管理一般廃棄物（PCB 使用部品、ばいじん、感染性一般廃棄物、ダイオキシン類含有物）

(2) リサイクルルートにより回収されるべき廃棄物

処理対象外のごみとして、次のようなリサイクルルートにより回収されるべき廃棄物やその他の適正処理困難物があります。

① 特定家庭用機器一般廃棄物

- ・一般廃棄物となった家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）

※家電リサイクル法

② メーカーの自主回収・リサイクルが行われている廃棄物

- ・消火器、バイク、家庭用パソコン、充電式乾電池、ボタン型電池、インクカートリッジ等

※資源の有効な活用の促進に関する法律

(3) その他の適正処理困難物

その他の適正処理困難物としては、医療廃棄物、一般廃棄物となったピアノ、薬品・農薬及び劇物、廃油などがあります。

これらの処理対象外のごみについては、排出者自身が取得ルート（業界ルート）経由で処理することとなっています。

(4) 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同施行令第2条で定める産業廃棄物については、同法第11条第1項の規定により、事業者が自ら処理を行うものとし、処理にあたっては同法第12条の規定により行うものとなっています。

5 ごみの種類別排出量

(1) 家庭系ごみの排出量

本町における平成24年度から令和3年度までの家庭系ごみの排出量に集団資源回収量を加えた過去10年間の総排出量は、表-3のとおりです。

家庭系ごみは、令和2年度までは4,000t台で推移していましたが、令和3年度には3,800t台に減少しました。

ごみの種別にかかわらず、10年前と比較し排出量は全体的に減少しており、これらの主な要因としては、人口減少や新型コロナウイルス感染拡大防止等による集団資源回収の自粛等があげられます。

※ごみの種類別排出量については巻末の資料参照

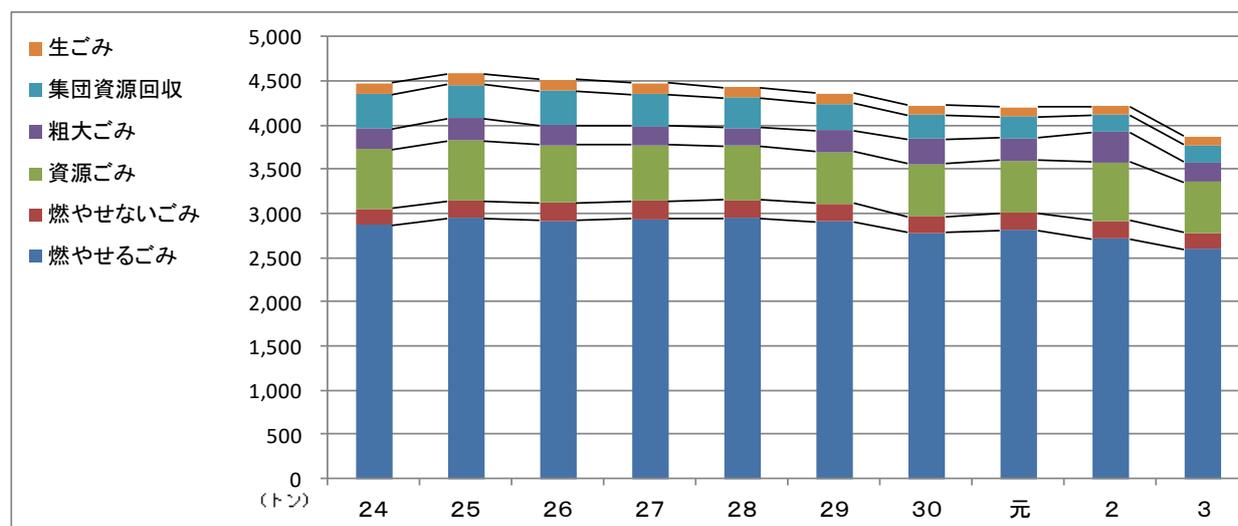
表-3-1 家庭系ごみの排出量

(単位:トン)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
人 口(人)	15,479	15,219	15,006	15,037	14,714	14,506	14,194	13,801	13,552	13,263
家庭系:燃やせるごみ	2,868.27	2,944.87	2,922.45	2,937.63	2,942.68	2,908.86	2,782.79	2,813.03	2,714.31	2,593.69
家庭系:燃やせないごみ	189.62	194.44	201.39	200.31	206.12	199.51	185.86	194.03	201.99	183.52
家庭系:資源ごみ	666.49	684.37	647.47	637.36	611.53	583.30	593.56	588.76	661.92	581.55
家庭系:粗大ごみ	233.96	250.03	231.22	217.12	206.26	246.69	276.25	253.04	337.86	222.33
家庭系:集団資源回収	389.93	378.63	380.33	353.30	342.29	307.29	280.65	246.77	200.47	195.88
家庭系:生ごみ	124.80	126.51	126.81	127.27	118.74	112.86	107.03	103.41	97.28	96.61
合 計	4,473.07	4,578.85	4,509.67	4,472.99	4,427.62	4,358.51	4,226.14	4,199.04	4,213.83	3,873.58

※人口は各年度10月1日現在の現住人口数

表-3-2 家庭系ごみの排出量



(2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量のこの10年間の推移をみると、平成25年にピークを迎えてからは減少傾向にあります。

事業系のごみは、社会情勢により大きく影響を受けることから、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大等により大幅に来訪者が減り、全体的に減少しました。

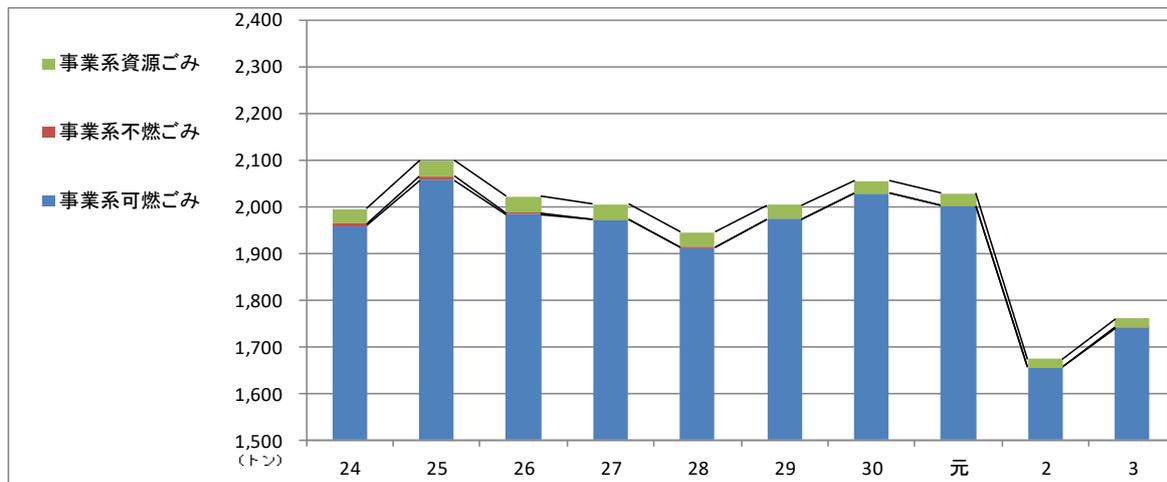
不燃ごみは年々減少しており、平成29年度以降はほぼ排出されていない状況となっています。

事業系資源ごみは、現在びんのみ会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターへ搬入していますが減少傾向にあり、令和3年度はこの10年間で最も多かった平成26年度と比べ、約45%減少しています。

表-4 事業系ごみの排出量

(単位:トン)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
事業系:可燃ごみ	1,957.88	2,055.92	1,983.82	1,971.47	1,910.86	1,973.83	2,027.87	2,001.82	1,654.78	1,740.65
事業系:不燃ごみ	5.95	8.63	3.49	0.34	1.64	0.00	0.00	0.22	0.00	0.44
事業系:資源ごみ	30.53	33.12	33.91	32.53	32.49	29.95	26.27	25.44	18.49	18.57
合 計	1,994.36	2,097.67	2,021.22	2,004.34	1,944.99	2,003.78	2,054.14	2,027.48	1,673.27	1,759.66



6 ごみの性状

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに持ち込まれた燃やせるごみについては、環境センターにおいて定期的にごみ質の分析を行っています（表-5）。

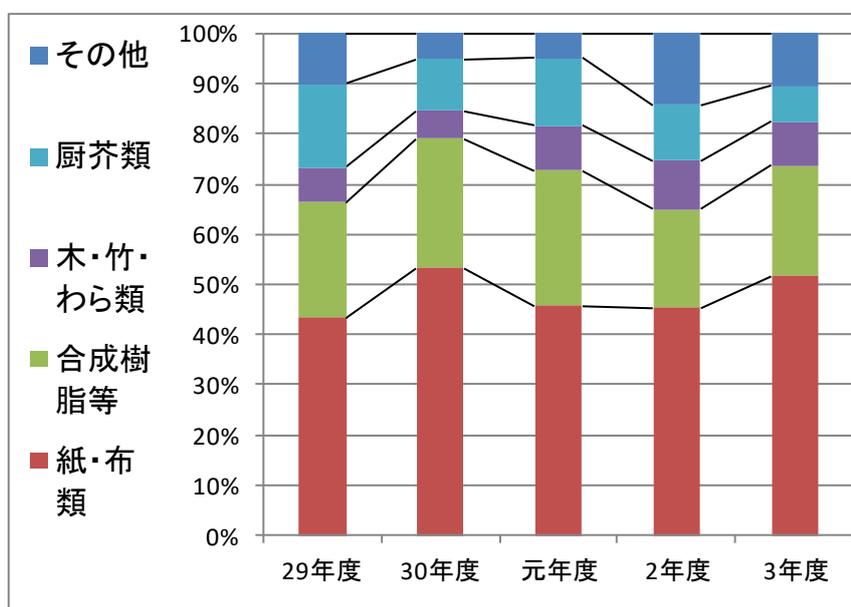
この5年間の結果を見ると、紙・布類が40～50%を占め、次いで合成樹脂・ビニール・ゴム・皮革類が約20%、厨芥類が約10%、これら主成分三つで全体の約80%を占めています。

前の主成分の変遷と比較をしてみると年度によって多少のばらつきはあるものの、紙・布類、合成樹脂等及び厨芥類についても横ばい傾向を示しています。

これらの燃やせるごみの中から、紙類、プラスチック製容器包装、生ごみなどが適正にリサイクルされれば、ごみの減量化及び資源化率の向上に資する要素があります。

表-5 燃やせるごみの組成 (単位:重量%)

年 度	29	30	元	2	3
紙・布類	43.4%	53.3%	45.8%	45.3%	51.7%
合成樹脂等	22.9%	25.7%	26.9%	19.7%	21.9%
木・竹・わら類	7.0%	5.6%	9.0%	9.6%	8.8%
厨芥類	16.7%	10.4%	13.5%	11.1%	7.1%
不燃物類	10.0%	5.0%	4.8%	14.3%	10.5%



7 ごみ減量化、資源化の取り組み

(1) 資源ごみ分別収集の状況及び資源化率

資源ごみとして各ごみステーションに排出される「びん」「缶」「ペットボトル」「古紙類」「プラスチック製包装容器」及び一部区域で実施している「生ごみ」、粗大ごみから分別した「金属」、町内の団体で実施する集団回収による「古紙」「缶」「びん」を回収しています。

また、令和3年度から、粗大ごみとして排出された「小型家電」の再資源化を実施するとともに、令和4年度からは新たに「商品プラスチック」「小型家電」「金属くず」についても各ごみステーションで回収し分別しており、燃やせないごみの減量化と再資源化に取り組んでいます。

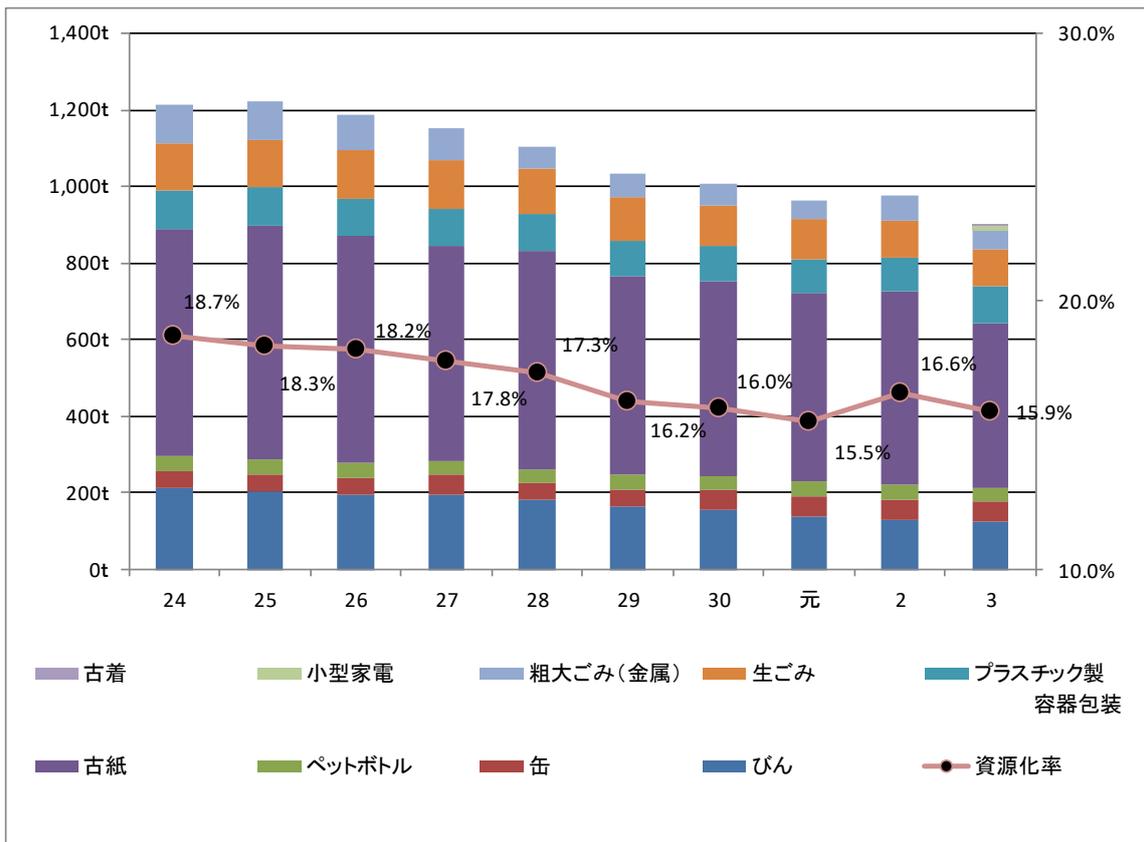
過去10年間の排出状況及び資源化率は表-6のとおりです。

表-6 資源ごみの状況と資源化率

(単位:トン)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
燃やせるごみ	4,826.15	5,000.79	4,906.27	4,909.10	4,853.54	4,882.69	4,810.66	4,814.85	4,369.09	4,334.34	
燃やせないごみ	195.57	203.07	204.88	200.65	207.76	199.51	185.86	194.25	201.99	183.96	
粗大ごみ(金属以外)	233.96	250.03	231.22	217.12	206.26	246.69	276.25	253.04	337.86	222.33	
資源ごみ (町回収+集団回収+イベント回収)	びん	213.83	203.56	195.98	196.24	182.94	164.22	155.23	138.09	131.09	127.00
	缶	42.33	45.05	45.54	50.00	43.67	45.38	51.79	52.94	51.81	50.70
	ペットボトル	38.81	39.52	37.35	38.66	35.37	38.20	37.08	38.43	37.95	35.03
	古紙	591.92	609.02	591.28	559.12	568.35	519.20	510.65	492.16	506.57	430.18
	プラスチック製容器包装	101.97	99.12	96.58	97.96	96.91	90.89	88.95	88.03	87.63	98.14
	生ごみ	124.80	126.51	126.81	127.27	118.74	112.86	107.03	103.41	97.28	96.61
	小型家電										10.07
	古着										2.34
	粗大ごみ(金属)	98.09	99.85	94.98	81.21	59.07	62.65	56.78	51.32	65.83	47.79
資源ごみ計(A)	1,211.75	1,222.63	1,188.52	1,150.46	1,105.05	1,033.40	1,007.51	964.38	978.16	897.86	
合 計	6,467.43	6,676.52	6,530.89	6,477.33	6,372.61	6,362.29	6,280.28	6,226.52	5,887.10	5,638.49	
資源化率	18.7%	18.3%	18.2%	17.8%	17.3%	16.2%	16.0%	15.5%	16.6%	15.9%	

※排出量は、家庭系及び事業系を合算したもの



(2) 集団資源回収奨励金交付事業

本町では、ごみの減量化と再利用を推進するため、平成9年度から子供会や老人クラブ、PTA、スポーツ少年団などの団体が行う資源回収に対し、「集団資源回収奨励金」を交付しています。

近年は少子化による児童数の減や老人クラブ等の減により取組団体が減少したことと、新型コロナウイルス感染拡大防止による集団資源回収の自粛等により、回収量も平成24年度と比較し約50%減少しています。

過去10年間の回収量は表-7のとおりです。

表-7 集団資源回収実績

(単位:トン)

年 度		24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
古 紙 類	新 聞	158.48	157.85	156.23	144.25	142.42	127.86	117.09	101.46	77.18	72.67
	雑 誌	105.00	100.40	100.28	91.76	86.03	75.15	68.42	61.65	53.61	49.72
	ダンボール	87.40	86.31	91.56	88.48	85.43	80.29	74.19	65.76	56.20	61.94
缶 類	アルミ缶	4.34	4.52	4.92	4.72	4.73	4.70	5.04	4.76	3.78	4.06
	スチール缶	1.25	1.23	1.10	0.79	0.78	0.68	0.55	0.61	0.41	0.46
び ん		33.46	28.32	26.24	23.30	22.90	18.61	15.58	12.53	9.34	8.11
回 収 合 計		389.93	378.63	380.33	353.30	342.29	307.29	280.87	246.77	200.52	196.96
団 体 数		23	20	19	19	20	16	16	16	13	17
奨励金交付額(千円)		1,170	1,136	1,141	1,060	1,027	922	843	740	602	985

※奨励金:回収活動1回につき3,000円と回収量1kgにつき2円を交付

(3) 生ごみ回収事業

本町では、平成19年10月から生ごみ回収を実施し、猪苗代町優良堆肥製造施設での堆肥化拡大を図っています。

当初は14行政区で回収が始まり、令和4年12月末現在では22行政区で回収を行っています。人口比率では町全体の34%をカバーし、また10カ所の町施設(町内各小・中学校、こども園、道の駅)及び町内事業所からも生ごみ回収をおこなっていますが、回収量は年々減少傾向にあります。今後さらに回収量を増やすためには未実施の行政区の回収参加促進が課題です。

これまでの回収量は表-8のとおりです。

表-8 生ごみ回収実績

(単位:トン)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
生ごみ回収量合計 (家庭+10施設)	124.80	126.51	126.81	127.27	118.74	112.89	107.68	103.41	97.29	96.61

(4) 廃棄物減量推進事業補助金

家庭から排出される燃やせるごみの約 30%（重量比）を生ごみが占めていると全国的に言われております。この生ごみを堆肥化し、家庭菜園などで利用することでごみの減量を図るよう、平成 6 年度から生ごみ処理容器（コンポスト、EMボカシ用）購入の補助を行っています。また、平成 11 年度からは電動式生ごみ処理機購入に対しても補助を拡大しています。平成 20 年度からは、生ごみ回収へ取り組む地区に対し、生ごみ回収用保管庫の設置補助を行っています。

このほか、資源ごみの回収を促進するため、平成 9 年度から地区の資源物保管庫設置に対しても補助を行っています。さらに、資源物保管庫を設置できない地区には、ごみの飛散やカラスなどのいたずらを防止するごみステーションネットが有効なことから、ネットの購入に対しても平成 13 年度から補助を行っています。

表 9 廃棄物減量推進事業補助金実績

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	計 (H24~R3)
生ごみ処理容器 (コンポスト)	7個	8個	4個	10個	4個	3個	2個	4個	0個	3個	45個
生ごみ処理密閉容器 (EMボカシ用)	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個
電動式 生ごみ処理機	0個	0個	0個	1個	0個	0個	1個	1個	0個	1個	4個
資源保管庫	10棟	4棟	3棟	0棟	6棟	5棟	4棟	2棟	4棟	3棟	41棟
生ごみ回収用 保管庫設置	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個	0個	1個	1個
ごみステーションネット	5枚	4枚	7枚	0枚	8枚	4枚	5枚	2枚	1枚	0枚	36枚

※生ごみ処理容器(コンポスト): 購入価格の1/2、限度額3,000円、1世帯2個まで
 生ごみ処理密閉容器(EMボカシ用): 購入価格の1/2、限度額1,000円、1世帯4個まで
 電動式生ごみ処理機: 購入価格の1/3、限度額20,000円、1世帯1台
 資源物保管庫: 購入価格の3/4、限度額150,000円、50世帯当たり1棟
 ごみステーションネット: 購入価格の3/4、限度額3,000円、各ステーション1枚
 生ごみ回収用保管庫: 購入価格の10/10、限度額60,000円

(5) 町民への啓発

① ごみリサイクルカレンダーの作成

毎年「ごみリサイクルカレンダー」を作成し、行政区長を通じて各世帯に配布しています。収集日程の周知と合わせて、ごみの出し方などを載せ、ごみの減量化と資源化への理解と協力を働きかけています。

② 家庭用生ごみ回収カレンダーの作成

生ごみ回収対象地区へ「家庭用生ごみ回収カレンダー」を作成し、行政区長を通じて各世帯に配布しています。収集日程の周知と合わせて、生ごみの出し方や分類などを載せて生ごみ回収の理解と協力を働きかけています。

③ 家庭ごみの正しい分け方・出し方のチラシの作成

家庭ごみの分別回収を促進するために、家庭ごみの正しい分け方・出し方に関するチラシを配布して、町民への啓発に努めています。

また、異物混入などのケースがあった場合なども、その対象地域へ分別の周知を行うため配布することもあります。

- ④ ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクールの実施
ごみ問題に対して正しい認識を持てるように、平成 13 年度から町内小学校 4～6 年生を対象として「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール」を実施しています。なお、入選作品は「ごみリサイクルカレンダー」に掲載し啓発用として活用しています。
- ⑤ ごみ減量化説明会の実施
新たな分別収集を実施する際や地区からの要望など、機会をとらえて各行政区単位で説明会を開催し、分別の徹底とごみ減量化について説明し、町民への理解と協力を働きかけています。
- ⑥ クリーンアップ作戦の実施
毎年 4 月 29 日（昭和の日）に町内の道路や河川などのごみを一掃し、住みよいまちづくりのため、町内一斉にクリーンアップ作戦を実施しています。
- ⑦ 広報紙による啓発
広報猪苗代を活用し、定期的にごみの分別について周知しています。
- ⑧ イベント回収の実施
小型家電・古着のイベント回収を実施し、再生資源化事業者へ引き渡すことによりリサイクルの推進を図っています。

8 環境センターでの処理現状

(1) 中間処理施設の現状

本町のごみ処理について、以前は単独でごみ処理を行っていましたが、ごみ処理の多様化・高度化により現在は本町を含む周辺 1 市 7 町 2 村（令和 4 年 4 月 1 日現在）で構成する会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおいて、共同で処理しています。

整備組合には、昭和 63 年 12 月に竣工した処理能力 225 t / 日（75 t / 日 × 3 基）のごみ焼却処理施設、昭和 53 年 3 月に竣工した処理能力 50 t / 5 時間のごみ破碎処理施設のほか、リサイクルセンターとしてびん・ペットボトルの圧縮保管施設及びプラスチック製容器包装の圧縮保管施設を現有しています。

なお、現施設は整備から 30 年以上経過し焼却処理施設の老朽化が見受けられることから、新たなごみ焼却施設の整備が進められており、令和 8 年 3 月完成予定となっています。

① 会津若松地方広域市町村圏整備組合の概要（令和 4 年 4 月 1 日現在）

構成市町村	会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町
処理面積	1,992.3 km ²
処理人口	176,317 人（令和 4 年 10 月 1 日現在）
所在地	事務所 会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 494 番地 3

(2) 中間処理の内容と資源化

缶及び古紙類、商品プラスチック、小型家電、粗大ごみ（金属分）以外のごみの中間処理は、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおいて、その全てを対応している。燃やせるごみ及び粗大ごみ（可燃分）はごみ焼却処理施設で、燃やせないごみ及び粗

大ごみ（不燃分）はごみ破碎処理施設で、びん及びペットボトル、プラスチック製容器包装はリサイクルセンターで処理又は保管をしており、可能な限りごみの資源化を図っています。

※焼却施設



※破碎施設



※ストックヤード



(3) 最終処分

会津若松地方広域市町村圏整備組合及び構成市町村では、最終処分量の減量化及び減容化を推進するとともに、排出される残灰等を計画的に処分できるよう最終処分場の確保を図り、焼却施設からの残灰、破碎施設からの不燃物等の適正処理及びリサイクルについて計画的に遂行しています。

※沼平第3最終処分場（令和4年7月稼働）

（設置場所：磐梯町大字更科字沼平地内）



9 ごみ処理経費

ごみ処理経費を比較すると、ここ数年増加傾向にあります。経費に占める割合の大きい会津若松地方広域市町村圏整備組合の負担金については、今後、施設の更新により新たな負担増が見込まれ、また、収集・運搬に係る委託料等についても人件費や車両の更新等経費が増加傾向にあるため、ごみ処理経費に係る町民1人当たりの負担額はさらに増加するものと考えられます。

表-10-1 ごみ処理経費:町の財政に占める割合

(単位:千円)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
ごみ処理経費決算額	150,817	147,685	154,440	160,400	160,942	161,305	166,139	173,098	179,521	182,019
一般会計決算額	8,757,122	7,591,363	8,588,562	9,139,785	8,974,342	7,868,746	7,714,813	7,891,364	10,383,601	10,319,408
一般会計決算額 に対する割合	1.72%	1.95%	1.80%	1.75%	1.79%	2.05%	2.15%	2.19%	1.73%	1.76%

表-10-2 ごみ処理経費

(単位:千円)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	
ごみの収集・処理に関する経費	150,817	147,685	154,440	160,400	160,942	161,305	166,139	173,098	179,521	182,019	
主 な 内 訳	ごみの広域処理 に関する経費	99,843	95,510	99,971	107,344	105,314	105,147	105,413	112,833	113,191	120,536
	ごみの収集・運搬 に関する経費	36,011	37,754	39,502	39,924	41,796	41,040	44,712	45,387	46,068	46,992
	粗大ごみの分別・運搬 に関する経費	8,157	8,775	8,997	8,636	8,681	10,422	11,594	10,963	15,977	9,626
	ごみ減量化に関する経費	6,073	5,119	5,065	4,266	4,533	4,371	4,055	3,533	4,083	4,517
	不法投棄廃棄物処理 に関する経費	637	435	801	110	478	241	301	358	174	296
	その他ごみ等の処分 に関する経費	96	92	104	120	140	84	64	24	28	52

表-10-3 ごみ処理経費:町民1人当たりの負担額

(単位:円)

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
処理人口(人)	15,479	15,219	15,006	15,037	14,714	14,506	14,194	13,801	13,552	13,263
町民1人当たりの経費	9,743	9,704	10,292	10,667	10,938	11,120	11,705	12,542	13,247	13,724

10 計画の評価と課題

ごみ減量化の評価と課題

本計画で、令和3年度の目標値を、家庭系・事業系を合わせたごみ総量5,185t、1人1日当たりの排出量1,044g/人日としていましたが、実績では、ごみ総量5,346t、1人1日当たりの排出量1,104gとなりました。

表-11-1 ごみ減量化の現状

	目標値 (R3)	現 状 (R3)	目標値との差
町民1人1日目標値	1,044g	1,104g	+60g
ごみ総量目標値	5,185t	5,346t	+161t

※ごみ総量には集団資源回収及び生ごみは含みません。

表-11-2 1人1日排出量(g)の推移

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
1人1日目標排出量	948	916	884	884	884	884	1,063	1,059	1,055	1,044
1人1日実績排出量	1,054	1,111	1,100	1,093	1,101	1,122	1,137	1,167	1,130	1,104

※27～29年度については目標値がないため、26年度を引用。

※集団資源回収及び生ごみを含まないため、環境省の1人1日当たりの排出量とは異なります。

資源化率については令和3年度の目標値を、資源回収量1,161t、資源化率20.3%としていたが、実績では、資源回収量898t、資源化率15.9%となりました。

表-12-1 ごみリサイクル化の現状

	目標値 (R3)	現 状 (R3)	目標値との差
資源回収量	1,161t	898t	-263t
資源化率	20.3%	15.9%	-4.4%

※資源化率=資源回収量(家庭系・事業系資源ごみ+生ごみ+集団回収)÷ごみ総排出量

表-12-2 資源化率(%)の推移

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
目標資源化率	22.7%	23.7%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	18.7%	19.3%	19.8%	20.3%
実績資源化率	18.7%	18.3%	18.2%	17.8%	17.3%	16.2%	16.0%	15.5%	16.6%	15.9%

※27～29年度については目標値がないため、26年度を引用。

令和3年度のごみ総量及び資源回収量ともに、本計画の目標値には達していませんでした。

要因として、家庭系に関しては、燃やせないごみに含まれている資源ごみの分別がされていなかったことなどにより、分別が思うように進んでおらず、資源ごみの回収が計画どおりに伸びなかったことに加え、集団資源回収への取り組み団体の減少も大きく影響したものと思われます。

また、生ごみ回収も未実施行政区があることから回収量が伸びませんでした。

容器包装リサイクル法に基づいた商品の軽量化・省資源化の影響も、資源回収量が伸びなかった要素のひとつとして考えられます。

事業系に関しても、分別区分が少なく、特に生ごみ・ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別がされていないことなどにより、ごみの減量化につながっていないということが考えられます。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本理念と基本方針

1 ごみ処理に係る基本理念

我が国では、近年の生活水準の向上及び生活様式の変化に伴い、便利で快適な生活を求めるようになり、その実現に向けた科学技術の進歩により豊かな社会を構築してきました。しかし、この社会構造は経済の発展により大量生産・大量消費・大量廃棄の構造をつくり、様々な種類のものが「ごみ」として大量に排出されています。

このような中、地球の環境問題が大きく取り上げられ、地球にやさしい暮らし、環境保全を考慮した地域づくりの推進が、行政、町民、事業者の責務とされ、これまでの「使い捨て」の生活の見直しが求められています。

このため、循環型社会形成推進基本法で明確となったごみ処理の優先順位 ①出てくるごみをできるだけ減らす（発生抑制）②物を繰り返し長く使う（再使用）③繰り返し使えない物は資源としてリサイクルする（再生利用）④資源として使えない物は燃やしてその熱を利用する（熱回収）⑤どうしても捨てるしかない物は環境を汚さないようにきちんと処分する（適正処分）を基本として、天然資源の消費を抑制し、環境に与える負荷の低減を図るため、町民、事業者、行政が一体となって循環型社会の構築を目指します。

2 ごみ処理に係る基本方針

ごみ処理の基本として、「第七次猪苗代町振興計画」に掲げる『ともに地域を育て、みんなが心地よく暮らせるまち 猪苗代』の実現に向け、これに基づきごみ処理に係る基本方針を以下のとおりとします。

(1) 廃棄物の排出抑制（^{リデュース}Reduce）

これまでの廃棄物行政は、ごみの適正な処理とリサイクルの推進を重要課題として取り組んできましたが、ごみの性状から見てわかるとおり、まだまだ資源となるものが多くごみとして廃棄されています。

リサイクルは、資源を大切にするために重要なことです。しかし、リサイクルを行うにもエネルギーを使用し、それに伴い環境への負荷もかかるほか、多大な経費を要するなどの問題があります。

循環型社会を形成するための第一の方策は、ごみはもちろん資源物も含めた総量の抑制、すなわち廃棄物の発生そのものを抑制することです。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、町民もこのような物を進んで選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会スタイルの変革を促し、廃棄物の発生を抑制するものとします。

(2) 再使用（^{リユース}Reuse）の促進

これまで「再使用」は「再生利用」と併せて、「リサイクル」という用語で認識されて

きました。しかし、「再使用」は物をそのまま再度利用するのに対し、「再生利用」は物をいったん原材料に戻して利用することであり、一般的に「再使用」は「再生利用」に比べ、物をいったん原材料に戻して再度加工するなどのエネルギーが不要であることから、環境負荷が少ないといえます。

循環型社会形成のための第一の方策は、物が不用とならないようにすること（発生抑制）ですが、第二の方策として、物がいったん不用になってしまったとしても、他の町民や事業者への譲渡、交換や、他の目的で再度利用するなど、物が「再使用」されることを促進します。

(3) 再生利用（^リ^サ^イ^ク^ル R e c y c l e）の促進

循環型社会の形成のための第三の方策は、再生利用の促進です。不用となり、再使用することが難しい物についても、そのままごみとして処分するのではなく、原材料として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながります。また、中間処理、最終処分における環境負荷及び経費の軽減のためにも、再生利用の推進は依然として重要です。

これまで、再生利用は町による収集、処理により推進してきましたが、本来は民間の経済システムの中で回収され、再生資源として利用されることが望ましく、今後は資源物の民間における循環を促進することも必要です。

発生抑制、再使用の促進を優先しつつも、民間ルートを活用も含めて、今後も積極的に再生利用を推進します。

第2節 ごみ減量及び再生利用に関する目標

1 本計画の目標値

本町におけるごみの減量化を実現するため、本計画では令和3年度を基準年とし、過去5年間の実績値と県の廃棄物処理基本計画を参考に、計画最終年度となる令和9年度の目標値を、町民1人1日当たりのごみ排出量については923g、家庭系及び事業系のごみ総量については4,317t、ごみの資源化率については23.0%に設定いたします。

表-13 ごみ減量化の目標

	目標値 (R9)	
1人1日目標値	923g	生ごみ・集団資源回収を除く 推計人口:12,820人
ごみ総量目標値	4,317t	

※923g(目標値)×365日÷336.8kg×12,820人=4,317t(ごみ総量)

表-14 ごみリサイクル化の目標

	目標値 (R9)	
資源回収量	1,089t	家庭系・事業系資源ごみ、生ごみ、集団資源回収
資源化率	23.0%	

※家庭系資源ごみ630t+事業系資源ごみ50t+生ごみ回収162t+集団資源回収247t=1,089t
資源ごみ合計1,089t/家庭系+事業系の総量4,725t÷23.0%

【参考】

福島県廃棄物処理基本計画

目標年度：令和8年度

1人1日当たりのごみ排出量：923g/人・日

資源化率：16.0%以上

第3節 ごみ排出量の将来予測

1 将来人口の予測

本町においては、町内全域がごみ処理区域であることから行政人口がごみ処理人口となります。平成24年度から令和3年度までの人口の推移はこの10年間に2,216人が減少しました。

将来人口の推計は第七次猪苗代町振興計画における令和2年度、令和7年度の人口推計値及び令和8年度の目標人口をベースとし、均等減少で推計しました。

表-15 過去10年間の人口の推移

年 度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
人 口(人)	15,479	15,219	15,006	15,037	14,714	14,506	14,194	13,801	13,552	13,263
世 帯 数(戸)	5,071	5,066	5,047	4,939	4,939	4,958	4,935	4,864	4,718	4,688

※人口は各年度10月1日現在の現住人口数

表-16 将来人口の推計

(単位:人)

年 度	4	5	6	7	8	9
人 口(人)	13,192	13,122	12,749	12,980	12,900	12,820

※令和3年(現住人口)から令和7年(第七次猪苗代町振興計画人口予測)までの4年間の減少数283を4年間均等減少とした場合の一年間の減少人口70.7人

※令和8年人口推計は人口ビジョンにより推計した第七次猪苗代町振興計画の目標人口

2 ごみ排出量の推計

(1) 家庭系ごみの推計に当たっての考え方

ごみ排出量の推計に当たっては、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来も継続するという前提により、令和9年度の町民1人1日当たりのごみ排出量目標値をもとに、ごみ総量の推移を予測し推計しました。

(2) 事業系ごみの推計に当たっての考え方

事業系ごみについては、家庭系ごみと同様に、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来も継続するという前提により、令和9年度の町民1人1日当たりのごみ排出量目標値をもとに、ごみ総量の推移を予測し推計しました。

(3) 資源化率の推計に当たっての考え方

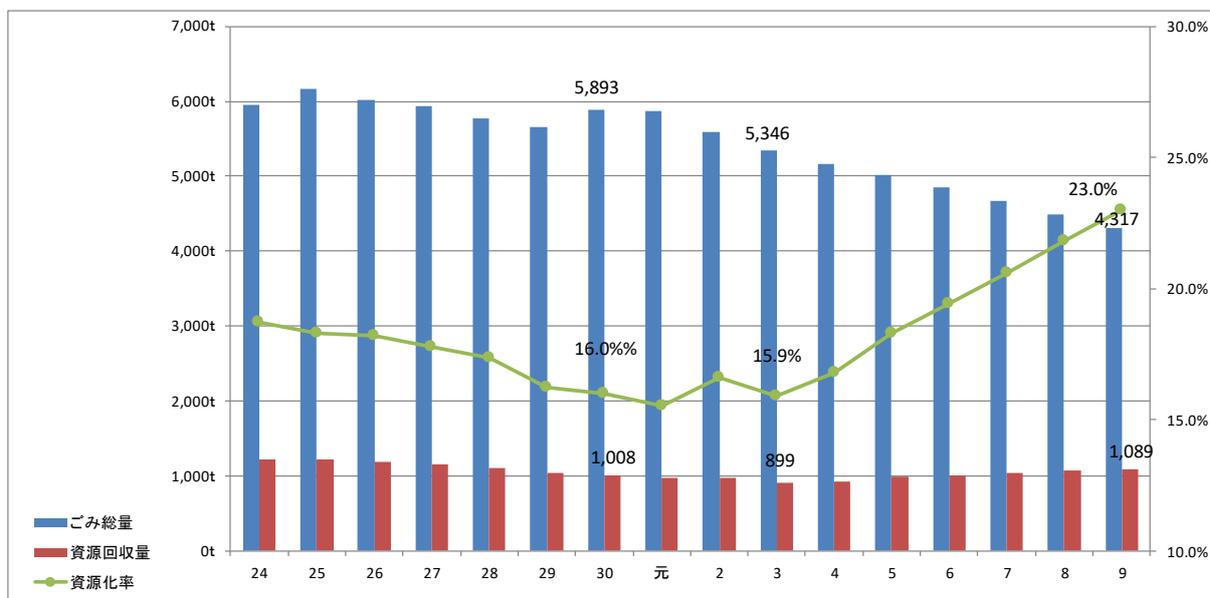
ごみの資源化率については、家庭系ごみと同様に、現行どおりの排出方法、収集・処理体制が将来も継続するという前提により、令和9年度の町民1人1日当たりのごみ排出量目標値および資源化率目標値をもとに、資源化率の推移を予測し推計しました。

なお、年次ごとの目標値は表-17のとおりとします。

表-17 年次別目標値

年 度		30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
推計人口(人)		14,194	13,801	13,552	13,263	13,192	13,122	13,051	12,980	12,900	12,820
ごみ総量(t)		5,893	5,876	5,589	5,346	5,170	5,019	4,844	4,667	4,492	4,317
1人1日排出量(g)		1,137	1,167	1,130	1,104	1,074	1,048	1,017	985	954	923
家庭系	燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大(t)	3,245	3,260	3,254	3,000	2,862	2,724	2,587	2,449	2,311	2,174
	資源ごみ(t)	594	589	662	587	590	597	606	613	621	630
事業系	可燃ごみ・不燃ごみ(t)	2,028	2,002	1,655	1,741	1,694	1,648	1,602	1,556	1,509	1,463
	資源ごみ(t)	26	25	18	19	24	50	50	50	50	50
生ごみ回収量(t)		107	103	97	97	101	125	134	144	153	162
集団資源回収量(t)		281	247	200	196	204	213	221	230	238	247
資源化率(%)		16.0%	15.5%	16.6%	15.9%	16.8%	18.3%	19.4%	20.6%	21.8%	23.0%

※数値は切り上げ切捨ての関係で一致しない場合があります。



※平成24年度から令和3年度までは実績値

第4章 目標達成のための取り組み

第1節 ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出を抑制するためには、町、町民及び事業者が適切な役割分担のもとで、それぞれが積極的な取り組みを進めることが重要です。

1 町における方策

(1) 啓発、教育活動の充実

自らが排出したごみの処理状況を理解し、ごみ問題へ関心を持てるよう、ごみリサイクルカレンダー、リサイクルガイドブック等の配布や、広報紙やホームページを活用するなどして、積極的な啓発に努めます。

また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、小中学校での総合学習を通じた学習の場の提供、ごみ処理施設の見学などの教育啓発活動を進めます。

(2) 生ごみ堆肥化の実施

生ごみについては、猪苗代町優良堆肥製造施設で、その他の有機性資源物（家畜排せつ物、籾殻等）と合わせて堆肥化を増大させるため、生ごみ回収地区の計画全地区実施を図ります（計画29行政区、令和4年12月末現在実施22行政区）。さらには計画地区外の生ごみについても回収実施可能な行政区に対し回収の働きかけを検討します。

また町施設から排出される生ごみについてもこれまでどおり積極的に回収を実施します。

このほか、生ごみを燃やせるごみとして排出している世帯が約3,000世帯と推測されるため、自家処理の徹底を図るとともに、生ごみ処理容器等の購入に対し、継続して補助を行います。

(3) 剪定枝等の自家処理推進

平成13年に野焼きが禁止となり、庭木手入れによる剪定枝等がごみとして排出されています。剪定枝等は土に還るものであり、自家処理が可能です。今後は拠点を決めて町の破砕機でチップ化するなどの検討も行いながら、焼却ごみとして排出せずに自家処理の推進を行います。

(4) 粗大ごみ受入方法の見直し

粗大ごみについては、旧衛生センターで毎月の指定日に受入を行っていますが、排出者の責任と負担の公平性を考慮して、搬入受付方法の変更と一部品目の受入制限を実施しながら排出抑制に努めます。

(5) 集団資源回収の促進

P T A やスポーツ少年団等が行った資源物の集団回収に対する奨励金交付制度を継続していくとともに、実施回数、参加団体の増加対策として奨励金の充実を図るなど積極的な実施を促進します。

(6) 事業者に対する減量化及び資源化指導の徹底

ごみ減量に関する情報の提供や適正排出及び適正処理について指導を行うとともに、多量排出事業者に対しては、排出抑制を目的として、減量計画の策定、提出を要請し、排出抑制や排出された廃棄物の循環型利用を計画的に推進するよう指導します。

飲食店等の事業者に対しては、生ごみを資源とするため猪苗代町優良堆肥製造施設を利用するよう指導するとともに、処分料について支援を行うなどの検討をします。

(7) 再生品使用促進のための情報発信

粗大ごみなどで排出される家具などの中には、再使用が可能なものが多く、これらを必要とする使用者を見つけることは、排出抑制と資源の再利用につながることから、粗大ごみの無償譲渡方法等を検討しながら実施していきます。

(8) ごみ処理の有料化

家庭系ごみ処理の有料化は、排出抑制の誘因となり、かつ排出者相互の負担の公平が確保されることから、今後、減量化目標の推移を勘案しながら、近隣市町村の動向を踏まえて検討します。

(9) 小型家電リサイクルへの取組

平成 25 年 4 月 1 日に施行された「使用済小型電子機器等の再生資源化の促進に関する法律」に基づき、令和 3 年度から、燃やせないごみとして家庭から出されていた小型家電の回収と再生資源化事業者への引渡し・リサイクルを実施しており、今後も継続しリサイクルの推進に取り組めます。

(10) 商品プラスチックリサイクルへの取組

令和 4 年 4 月 1 日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和 4 年度から、燃やせないごみとして家庭から出されていた商品プラスチックの分別回収と再生資源化事業者への引渡し・リサイクルについて実施しており、今後も継続しリサイクルの推進に取り組めます。

(11) 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進

本町では、「福島県エコオフィス実践計画」に準じ、環境負荷の低減を目指した環境保全活動を推進しており、今後も省資源の推進や再生品等の積極的な利用に努めます。

(12) 国等への働きかけ

ごみ問題は、経済・社会の仕組み全体に係る問題であり、町民や地域の努力だけでは対応に限界があります。法律の整備や関係業界全体での取り組みが必要なことから、容器包装リサイクル法・プラスチック資源循環促進法等におけるリサイクル事業への支援体制の確立、適正処理困難物等の拡大生産者責任による回収などの新たな社会経済システムの構築を国・県等に働きかけます。

2 町民における方策

(1) 使い捨てライフスタイルの転換

ごみの排出抑制と減量化や再生利用を推進するためには、町民一人ひとりがその必要性を認識し、自らの使い捨てライフスタイルを見直すことが必要です。具体的には、レジ袋削減のためエコバックを持参したり、過剰な包装を断り簡易包装を申し出たりすることや、購入した物は大切に長く使用する、リサイクルに配慮した商品の購入を心がける、不用品はバザーやリサイクルショップを利用して再利用するなど、物を購入するときから排出するまで、自らの行動が環境に及ぼす影響を意識するようにする。

(2) 分別排出の徹底

町民は、物を消費し、排出することとなった場合に、町が実施するリサイクルのための分別収集に協力するとともに、排出の際は、決められた出し方のルールを守り分別排出を徹底する。

(3) 町民団体による集団回収の促進

P T Aやスポーツ少年団などの町民団体による集団回収は、ごみ減量化の観点から有効であることから、町民は積極的に参加するとともに、互いに「ごみ」への意識を高めるようにする。

(4) 生ごみ処理容器等の利用促進

生ごみは、身近な資源であることを認識し、生ごみ処理容器等を積極的に利用した堆肥化に努め、ごみの減量化に協力する。

生ごみ回収地区世帯については、積極的に生ごみ回収容器を利用し、ごみの減量化に協力する。

(5) 剪定枝等の自家処理促進

剪定枝等も生ごみと同様に資源であることを認識し、自家処理に努めごみの減量化に協力する。

3 事業者における方策

(1) 自己処理の推進

事業活動に伴って排出されるごみは、減量化、再資源化するとともに、自らの責任で適正に処理するものとする。

(2) 過剰包装の抑制

販売店においては、レジ袋の無料配布を中止しエコバック持参運動の推進に協力するとともに、過剰包装を抑制することにより、ごみの減量化に努めるものとする。

(3) 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進

ごみとして排出される容器が増大していることから、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るとともに、空き缶や空きびん等の資源として再生可能なものについて、製造・流通事業者による自主回収に努めるものとする。

(4) 再生品の使用促進

事務用品、コピー用紙、日用品等は積極的に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めるものとする。

(5) 事業系生ごみの資源化促進

飲食店等から排出される生ごみについては、自己搬入又は収集運搬許可業者により積極的に猪苗代町優良堆肥製造施設へ搬入し、生ごみの資源化に努めるものとする。

第2節 ごみの適正な処理及び実施方針

1 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみの収集形態

① 処理対象のごみの種類

家庭系ごみの分別の種類は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に分類します。

なお、「生ごみ」については、その他の有機性資源物（家畜排せつ物、籾殻等）と合わせて堆肥化するため資源として分類します。

② 収集方法

粗大ごみを除く全てのごみは、ごみステーションに排出する方法により収集します。

なお、粗大ごみについては、これまでどおり町民が直接、旧衛生センター又は会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに搬入する方法とします。令和4年度から実施している一人暮らしの高齢者を対象とした戸別回収（申込制）については継続し実施します。

③ 収集容器等

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみのプラスチック製容器包装については、町指定ごみ袋または半透明の袋に入れ、資源ごみのびん、缶、ペットボトル、商品プラスチック、小型家電、金属くずは町指定ごみ袋又は専用コンテナ、古紙類はひもで結束して各ごみステーションに排出することとします。また、生ごみについては、専用大型バケツに排出することとします。

なお、ごみステーション及び専用コンテナ等の管理は各行政区とします。

④ 運搬方法

ごみステーションに排出されたごみ及び旧衛生センターで受入れをした粗大ごみについては、収集・運搬許可業者に町が委託して処理施設に搬入します。搬入先は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの金属分以外、資源ごみのうちびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装については会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター、粗大ごみの金属分及び分別回収による金属くず、缶及び古紙類については、資源回収業者、商品プラスチック、小型家電については、再生資源化事業者へ搬入することとします。また、引越しなどで大量にごみが排出される場合には、排出者が直接搬入する方法や許可業者に委託する方法により同センターに搬入することとします。

なお、生ごみについては、町の直営回収により猪苗代町優良堆肥製造施設に搬入することとします。

(2) 事業系ごみの収集形態

事業系ごみは、ごみステーションに出すことができないため、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「びん」「ペットボトル」については、自己搬入又は収集・運搬許可業者に委託する方法で会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおいて有料（資源ごみは無料）で受入れを行うものとし、「缶」「古紙類」「プラスチック製容器包装」については、事業者が

資源回収業者及び再生資源化事業者に回収を委託することとします。

また、事業系生ごみについては、直営回収による町施設の生ごみ及びモデル事業によるもの以外については、自己搬入又は収集・運搬許可業者に委託する方法により有料で受入れを行うものとし、町施設の生ごみについては直営回収によるものとします。

(3) 収集運搬体制

各ごみステーションに排出された家庭系ごみの収集運搬は、町の収集・運搬許可業者に委託して行うものとします。また、事業系ごみについては、自己搬入又は収集・運搬許可業者に委託して行うものとします。

なお、許可業者は当分の間、町内4業者のみとします。ただし、その必要性が生じた場合は、ごみの排出量等を勘案しながら検討するものとします。

2 中間処理計画

(1) ごみ処理施設

本町における中間処理は、燃やせるごみ及び粗大ごみの可燃分の処分が会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターのごみ焼却処理施設、燃やせないごみ及び粗大ごみの不燃分は同センターのごみ破碎処理施設において処分することとします。また、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、同センターのリサイクルセンターにおいて保管または圧縮梱包（びんは除く）したうえ、指定法人に引き渡すものとします。

缶、古紙類及び粗大ごみの金属分及び分別収集による金属くずについては、資源回収業者の施設の活用を図り、商品プラスチック、小型家電については、再生資源化事業者に引き渡すものとします。

家庭系及び事業系の生ごみについては、猪苗代町優良堆肥製造施設において堆肥化することにより、燃やせるごみの減量化を図ります。

(2) 保管施設（ストックヤード）

旧衛生センター内には、廃止済みのし尿処理施設及びごみ焼却処理施設が残存しているため、これらの施設を解体・撤去し、跡地を利用して、将来的には粗大ごみと資源ごみの一時保管を目的としたストックヤードを整備し、利用可能な粗大ごみのリユースと資源ごみのリサイクル促進を図ります。

3 最終処分計画

(1) 最終処分場

本町の埋立対象となる焼却残灰及び再生利用できない不燃物は、全て会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの施設から発生し、最終処分場において埋立処分を行っています。このため、構成市町村と連携して、相互のごみの排出抑制の促進や資源化・再生利用の推進により排出される残さのより一層の低減に努めます。

第3節 新たなごみ処理施設の整備

1 中間処理施設

本町の中間処理施設としては、会津若松市を中心に周辺の10市町村で構成している「会津若松地方広域市町村圏整備組合」の一般廃棄物処理施設である「環境センター」で行います。

「環境センター」ではごみ焼却処理施設、ごみ破碎処理施設、リサイクルセンター（びん・ペットボトル圧縮保管施設、プラスチック製容器包装圧縮保管施設）が整備されていますが、ごみ処理施設は30年以上、リサイクル施設は15年以上が経過し老朽化が進んでいることから、将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続することが難しい状況となりつつあります。そのため「会津若松地方広域市町村圏整備組合」では「会津地域循環型社会形成推進地域計画」及び「施設整備基本計画」を策定し、新たなごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びごみ破碎処理施設・リサイクルセンター（マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進めているところです。

なお、その他の中間処理施設として、本町ではスムーズな粗大ごみの受入れと資源ごみの再生利用の促進を図るため、旧衛生センターの廃止済みし尿処理施設及びごみ焼却処理施設を解体・撤去し、その跡地利用としてリサイクル施設（ストックヤード）を整備します。

表-18 中間処理施設

整備施設種類	処理能力	設置予定地	施設竣工予定
エネルギー回収型廃棄物処理施設	196t/24h	会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内	令和8年3月
マテリアルリサイクル推進施設	30.7t/5h	会津若松市神指町大字南四合字オノ神地内	令和13年3月
リサイクル施設（ストックヤード）	延べ面積 672m ²	設置予定地 猪苗代町字名家道上地内	施設竣工予定 令和9年3月

2 最終処分場

令和4年7月より沼平第3最終処分場が供用開始となっており、令和19年度までの15年間の埋立期間となっています。

表-19 最終処分場

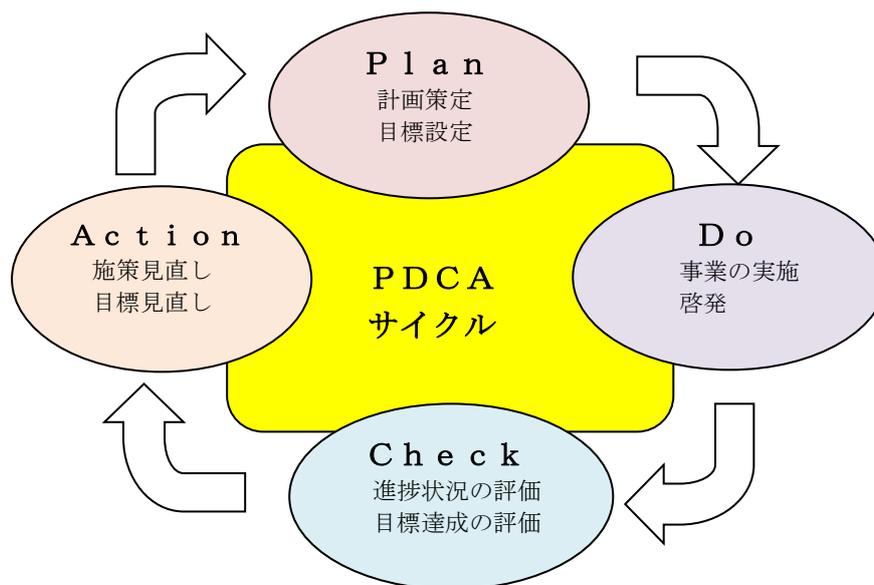
施設名称	埋立容量	設置場所	埋立期間
沼平第3最終処分場	152,000m ³	磐梯町大字更科字沼平地内	令和4年度 ～ 令和19年度

第4節 計画のフォローアップ

1 目標達成度や計画の進捗管理

本計画で掲げている目標値の達成状況やその他の計画の進捗度合いを常に管理し、ごみの発生量や質の変化、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるような体制を構築します。

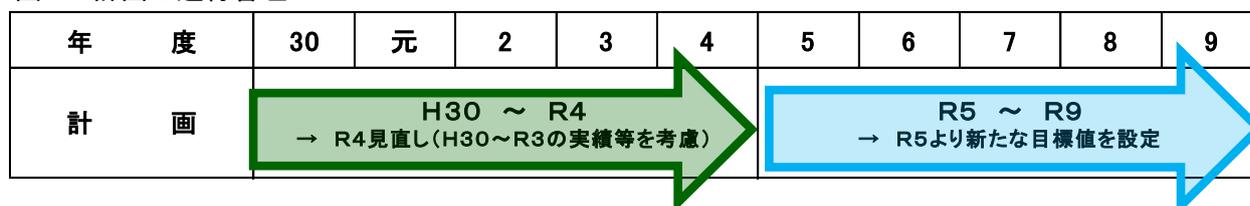
図-3 PDCAサイクル



2 計画の見直し

本計画の計画期間は、策定後10年ですが、施設整備の必要性、法基準などの社会情勢の変化が予想されることから、令和5年度以降については見直しを行うものとします。

図-4 計画の進行管理



計画策定に関する資料

●猪苗代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定委員会要綱

平成二十二年八月二十四日
訓令第二十六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、猪苗代町附属機関設置条例(令和二年猪苗代町条例第二号)第二条により設置する猪苗代町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

(組織及び任期)

第三条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 一 一般町民代表
- 二 町内各種機関・団体
- 三 学識を有する者
- 四 町行政機関

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 策定委員会に、委員長を置き、猪苗代町副町長の職にある者をもってあてるものとする。

(招集)

第五条 策定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(主宰)

第六条 策定委員会は、委員長が主宰する。

(庶務)

第七条 策定委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第八条 この要綱で定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以後、最初に招集される委員会は、第五条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和二年三月二五日訓令第七号)

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

●猪苗代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定委員名簿

区分	地区名等	氏名
町民代表	猪苗代地区	渡部 智恵子
	翁島地区	喜多見 勉
	千里地区	小檜山 ナミ子
	月輪地区	木俣 徳保
	長瀬地区	小澤 信一
	吾妻地区	渡部 長昭
各種機関団体	猪苗代町一般廃棄物協同組合	大友 隆行
	猪苗代町再生資源組合	戸田 直也
学識を有する者	環境センター所長	永峯 正也
町行政	副町長	渡部 昭

●計画の策定経過

- 令和4年9月20日（火） ・委員委嘱状交付式
 ・第1回策定委員会
 令和4年10月27日（木） ・第2回策定委員会

資料編

資料1 国・県の減量目標

国及び県の計画における目標値等は、次のとおりです。

項目	国の設定した目標値		県の設定した目標値
	廃棄物処理法の基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理基本計画
策定年月	平成25年5月	平成30年6月	令和4年1月
排出量に係る目標値	目標年次: 令和2年度 〈一般廃棄物〉 ○平成24年度に対して、年間排出量を約12%削減する。 ○平成12年度に対し25%減の1人1日当り500gを目標とする。	目標年次: 令和7年度 〈一般廃棄物〉 ○1人1日当たりのごみの排出量を440g/人・日以下とする。	目標年次: 令和8年度 〈一般廃棄物〉 ○1人1日当たりのごみの排出量を923g/人・日以下とする。
再生利用に係る目標値	目標年次: 令和2年度 〈一般廃棄物〉 ○再生利用率を平成24年度約21%から約27%に増加させる。(※6%up)	目標年次: 令和7年度 〈一般廃棄物〉 ○リサイクル率を28%以上とする。	目標年次: 令和8年度 〈一般廃棄物〉 ○リサイクル率を16.0%以上とする。
最終処分量に係る目標値	目標年次: 令和2年度 〈一般廃棄物〉 ○年間最終処分量を平成24年度に対し約14%に削減する。	目標年次: 令和7年度 〈一般廃棄物〉 ○320万t	目標年次: 令和8年度 〈一般廃棄物〉 ○最終処分量150t/日とする。
備考	○ 減量化の目標達成に資する取組目標 ・家庭系食品ロスの発生量 ・家電リサイクル取引義務外回収体制構築 ・使用済小型電子機器等の回収	○ 国の取り組み ・家庭系食品ロスの発生量抑制 ・バイオマス活用 ・総合的なプラスチック戦略 ・安定的な廃棄物処理体制の整備 ・災害廃棄物処理体制の構築 ・廃棄物収集の効率化と高度選別技術の普及促進 等	○ 目標実現のための施策 ・3Rの推進 ・施設整備・維持管理 ・ごみの適正処理及び産業廃棄物対策の推進 等

※町一般廃棄物処理基本計画における目標値は、県の「廃棄物処理基本計画」に基づき設定。

資料2 ごみ種類別排出量(実績)

平成24年度から令和3年度までの10年間のごみ種類別排出量の実績は、次のとおりです。

		(単位:トン)									
年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	令和元年	令和2年	令和3年
家 庭 系	ごみ	3,291.85	3,389.34	3,355.06	3,355.06	3,355.06	3,355.06	3,244.90	3,260.10	3,254.16	2,999.54
	燃やせるごみ	2,868.27	2,944.87	2,922.45	2,937.63	2,942.68	2,908.86	2,782.79	2,813.03	2,714.31	2,593.69
	燃やせないごみ	189.62	194.44	201.39	200.31	206.12	199.51	185.86	194.03	201.99	183.52
	粗大ごみ(金属以外)	233.96	250.03	231.22	217.12	206.26	246.69	276.25	253.04	337.86	222.33
	可燃粗大ごみ(タイヤ含)	172.64	181.17	166.50	151.32	146.27	180.09	196.21	186.45	257.23	172.88
	不燃粗大ごみ	61.32	68.86	64.72	65.80	59.99	66.60	80.04	66.59	80.63	49.45
	資源ごみ	1,181.22	1,189.51	1,154.61	1,117.93	1,072.56	1,003.45	981.24	938.94	959.67	879.29
	町回収	791.29	810.88	774.28	764.63	730.27	696.16	700.59	692.17	759.2	678.16
	ペットボトル	38.81	39.52	37.35	38.66	35.37	38.2	37.08	38.43	37.95	35.03
	びん	149.84	142.12	135.83	140.41	127.55	115.66	113.38	100.12	103.26	100.32
	缶	36.74	39.3	39.52	44.49	38.16	40.00	46.42	47.57	47.62	46.18
	古紙類	241.04	264.46	243.21	234.63	254.47	235.90	250.95	263.29	319.63	246.93
	発泡スチロールトレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック製容器包装	101.97	99.12	96.58	97.96	96.91	90.89	88.95	88.03	87.63	98.14
	生ごみ	124.8	126.51	126.81	127.27	118.74	112.86	107.03	103.41	97.28	96.61
	小型家電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.16
	粗大ごみ(金属分)	98.09	99.85	94.98	81.21	59.07	62.65	56.78	51.32	65.83	47.79
	集団資源回収	389.93	378.63	380.33	353.30	342.29	307.29	280.65	246.77	200.47	195.88
	びん	33.46	28.32	26.24	23.30	22.90	18.61	15.58	12.53	9.34	8.11
	缶	5.59	5.75	6.02	5.51	5.51	5.38	5.37	5.37	4.19	4.52
	古紙類	350.88	344.56	348.07	324.49	313.88	283.3	259.7	228.87	186.94	183.25
	イベント回収	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.25
	小型家電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.91
	古着	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.34
	総 計	4,473.07	4,578.85	4,509.67	4,472.99	4,427.62	4,358.51	4,226.14	4,199.04	4,213.83	3,878.83
	事 業 系	ごみ	1,963.83	2,064.55	1,987.31	1,971.81	1,912.50	1,973.83	2,027.87	2,002.04	1,654.78
可燃ごみ		1,957.88	2,055.92	1,983.82	1,971.47	1,910.86	1,973.83	2,027.87	2,001.82	1,654.78	1,740.65
不燃ごみ		5.95	8.63	3.49	0.34	1.64	0.00	0.00	0.22	0.00	0.44
資源ごみ		30.53	33.12	33.91	32.53	32.49	29.95	26.27	25.44	18.49	18.57
ペットボトル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
びん		30.53	33.12	33.91	32.53	32.49	29.95	26.27	25.44	18.49	18.57
総 計	1,994.36	2,097.67	2,021.22	2,004.34	1,944.99	2,003.78	2,054.14	2,027.48	1,673.27	1,759.66	
総 合 計	6,467.43	6,676.52	6,530.89	6,477.33	6,372.61	6,362.29	6,280.28	6,226.52	5,887.10	5,638.49	

資料3 本町のごみ処理行政の取り組み状況

昭和43年度からの本町のごみ処理に係る主な取り組みは、次のとおりです。

年 度	取 り 組 み 内 容	備 考
昭和43年度		ごみ焼却施設設置 (5t/日×2)
昭和48年度	◇全町でごみ収集開始（一部収集運搬委託）→ 2種2分別 A地区（猪苗代・千里・長瀬・吾妻地区の家屋連単地区）燃えるごみ 2回/週、 燃えないごみ 3回/月 B地区（A地区以外）燃えるごみ 1回/週 ※昭和47年度以前は特別清掃地域（旧町、スキー場ほか季節的に長浜、天神浜、 志田浜）のみ収集	
昭和51年度		最終処分場設置
昭和52年度		ごみ焼却施設増設 (10t/日×1)
昭和53年度	◇粗大ごみ受入開始 → 3種3分別	
昭和63年度		ごみ焼却施設廃止、最 終処分場埋立終了
平成元年度	◇ごみ処理事務について会津地区広域事業組合へ加入	
平成6年度	◇ごみ処理容器設置補助実施 生ごみ処理容器（コンポスト）、生ごみ処理密閉容器（EMボカシ用） （コンポスト:購入費の1/2、限度3,000円 EM:購入費の1/2、限度1,000円）	
平成7年度	◇猪苗代町うつくしいまちづくり推進条例制定	
平成8年度	◇缶・古紙類（新聞、雑誌、段ボール、古布類）分別収集開始 → 4種8分別 ◇容器包装リサイクル法に基づく第1期分別収集計画の策定	
平成9年度	◇「燃えるごみ」を「燃やせるごみ」に、「燃えないごみ」を「燃やせないごみ」に名称変更 ◇びん（4種類）・ペットボトル分別収集開始 → 4種13分別 ◇集団資源回収奨励金制度 〔対象品目〕 古紙類、びん、缶 〔奨励金〕 2円/kg+3,000円/1回 ◇資源物保管庫設置補助実施（購入費の3/4、限度150,000円） ◇環境美化推進員委嘱 29名	
平成11年度	◇電動式生ごみ処理機購入費補助実施 （購入費の1/2、限度30,000円 ※平成13年度から1/3、限度20,000円） ◇びん3種類（無色のびん、茶色のびん、その他の色のびん）に変更 → 4種12分別 ◇容器包装リサイクル法に基づく第2期分別収集計画の策定	
平成12年度	◇発泡スチロールトレイ分別収集開始 → 4種13分別 ◇その他紙製容器包装（紙パック、紙製容器包装）分別収集開始 → 4種15分別	
平成13年度	◇ごみ収集日程全町統一 ◇ごみステーションネット購入費補助実施（購入費の3/4、限度3,000円） ◇ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール実施（優秀作品を翌年度の「ごみ資 源物収集カレンダー」に掲載）	
平成14年度	◇容器包装リサイクル法に基づく第3期分別収集計画の策定	
平成15年度		沼平第2最終処分場供 用開始
平成17年度	◇プラスチック製容器包装分別収集開始（発泡スチロールトレイを含む） → 4種15分別 ◇猪苗代町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年）の全部を改正 ◇容器包装リサイクル法に基づく第4期分別収集計画の策定	
平成18年度	◇会津地区広域事業組合が解散し会津若松地方広域市町村圏整備組合へ編入 →ごみ処理事務については会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターとして実施	
平成19年度	◇容器包装リサイクル法に基づく第5期分別収集計画の策定 ◇生ごみ回収開始→4種16分別 ◇生ごみ回収用保管庫設置費補助実施（設置費の10/10、一基当たり限度60,000円）	
平成22年度	◇容器包装リサイクル法に基づく第6期分別収集計画の策定 ◇猪苗代町一般廃棄物処理基本計画見直し（～平成26年度）	
平成25年度	◇容器包装リサイクル法に基づく第7期分別収集計画の策定	
平成28年度	◇容器包装リサイクル法に基づく第8期分別収集計画の策定	
平成29年度	◇一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定（平成30年度～令和9年度）	
令和元年度	◇容器包装リサイクル法に基づく第9期分別収集計画の策定	
令和3年度	◇小型家電（粗大ごみ）の再生資源化事業者委託開始 ◇事業所系生ごみ回収開始（町内3事業所） ◇イベント回収（古着・小型家電）開始	
令和4年度	◇容器包装リサイクル法に基づく第10期分別収集計画の策定 ◇商品プラスチック・小型家電・金属くずの分別収集開始 → 4種19分別 ◇商品プラスチックの再生資源化事業者委託開始 ◇小型家電（分別収集分）の再生資源化事業者委託開始 ◇ごみ焼却施設及び旧し尿処理施設解体撤去事業基本構想、地域計画策定	沼平第3最終処分場供 用開始

資料4 会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターの施設概要

①中間処理施設の概要

名称	ごみ焼却処理施設	ごみ破碎処理施設	リサイクルセンター	
			びん・ペットボトル圧縮保管施設	プラスチック製容器包装圧縮保管施設
所在地	会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3			
敷地面積	5,202.33㎡	3,535.37㎡	496.23㎡	781.47㎡
建築面積	2,840.40㎡	565.45㎡	496.23㎡	781.47㎡
延床面積	6,632.30㎡	797.01㎡	496.23㎡	781.47㎡
施設規模	225t/日 (75t/日×3基)	50t/5h (10t/h)	保管可能量 ガラスびん(無色)43㎡ " (茶色)43㎡ " (その他)43㎡ ペットボトル 71㎡ ペットボトル減容機 2t/5h	受入ヤード 906㎡ 成品ヤード 136㎡ 処理能力 13.6t/5h
竣工	昭和63年12月	昭和53年3月	平成10年1月	平成17年3月
建設費	42億8,794万円 (改造費※: 31億9,967万円)	2億5,325万円 (破碎処理施設整備: 1億7,311万円)	1億1,499万円	1億7,389万円
処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ方式)	圧縮・剪断・衝撃 破碎方式		手選別・機械併用式

②最終処分場の概要

区分	沼平第1最終処分場	沼平第2最終処分場	沼平第3最終処分場
所在地	磐梯町大字更科字沼平	磐梯町大字更科字沼平	磐梯町大字更科字沼平
総面積	21,780㎡	36,788㎡	77,000㎡
埋立面積	8,960㎡	14,870㎡	19,300㎡
埋立容量	67,140㎡	151,480㎡	152,000㎡
建設費	17億4,303万円	20億7,375万円	56億7631万円
埋立開始	平成11年4月	平成15年10月	令和4年7月
埋立終了	平成15年10月	令和4年7月	令和19年度
排水処理	処理能力 30㎡/日	処理能力 40㎡/日	(※浸出水処理) 処理能力 120㎡/日、 浸出水調整槽 5,000㎡
残余容量	無	無	151,000㎡

③最終処分場埋立量

(単位: トン)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
残 灰	7,918	8,327	7,927	8,337	8,425	8,240.85	8,342.62	8,312.58	8,243.95	7,929.66
不 燃 物	1,355	1,444	1,338	1,424	1,248	1,275.10	1,280.17	1,240.33	1,467.44	1,211.88
硬質プラスチック類	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	9,274	9,773	9,266	9,761	9,673	9,515.95	9,622.79	9,552.91	9,711.39	9,141.54

資料5 猪苗代町優良堆肥製造施設の概要

1 所在地 耶麻郡猪苗代町大字磐根字神送地内

2 事業主体 猪苗代町

3 施設の概要

①建設費	430,000 千円
②規模	敷地面積 9,800 m ² 建築面積 2,315 m ² (鉄骨平屋建)
③方式	開放型攪拌方式
④バイオマス原料	家畜ふん尿 1,696 t/年 生ごみ 117 t/年 下水汚泥 0 t/年 もみ殻 156 t/年 <hr/> 計 1,969 t/年
⑤肥料生産量	特殊肥料 657 t/年(家畜ふん尿、生ごみ由来) 普通肥料 0 t/年(下水汚泥由来)

※令和3年度実績値